

議会運営委員会次第

平成26年3月24日（月）

午前10時～

議長応接室

- 1 前回会議内容の承認について
- 2 平成26年第1回定例会の運営について
 - (1) 西川誠之議員の一般質問時における発言の取り消しについて
 - (2) 議事日程について
 - (3) 電子採決に関する留意事項について
 - (4) 発議第1号「議案第1号「平成26年度流山市一般会計予算」に関する附帯決議について」について
 - (5) 陳情の採決方法について
 - (6) 議員定数に関する調査研究、議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究の件（特別委員会報告）について
 - (7) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 意見書の取り扱いについて
 - (9) 本日の開会前の日程について
- 3 その他
 - (1) 平成26年第2回定例会の会期日程について
 - (2) 流山市議会議員研修会について
 - (3) 所管事務調査（行政視察）の件について
 - (4) 議会視察の対応について
 - (5) その他

平成26年2月28日開催 議会運営委員会会議内容

★議題（3件）

- (1) 前回会議内容の承認について
- (2) 平成26年第1回定例会の運営について
- (3) その他

●議案の訂正内容について

議題に入る前に執行部からの説明、委員からの質疑があった。

①前回会議内容の承認について

- 平成26年2月18日会議内容はすべて了承された。

※前回の通告書の確認時に通告タイトルがあまりにも漠然としすぎているものが多いとの指摘後、同一会派の2人が通告外の質問を行った。会派内で伝達されているのか確認したい。(西川議員、菅野議員が議長から注意された件) ⇒ 再度各会派で周知徹底を願うこと了承。(提案:可能であれば、議会事務局長、議会事務局も一緒に入って議論していただきたい。)

②平成26年第1回定例会の運営について

●主な議題7件

- (1) 議案の訂正について、(2) 追加議案について、(3) 議事日程について、
- (4) 予算審査特別委員会の設置について、(5) 各常任委員会の開催日程について、
- (6) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、
- (7) 意見書の取り扱いについて

(1) 議案の訂正について

議案第16号「平成25年度流山市公共下水道 特別会計補正予算 第3号」の訂正について⇒日程第2で諮ることについて了承

(2) 追加議案について

議案1件、議案第24号「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」追加上程の了承

(3) 議事日程について

議事日程表の了承

(4) 予算審査特別委員会の設置について

予算審査特別委員会名簿の配布

本会議で特別委員会の設置、議案付託、委員選任の確認

本会議終了後、第1回目の特別委員会を開催し、正副委員長互選の実施についての
了承

(5) 各常任委員会の開催日程について

総務委員会 3月3日 月曜日 午前10時から

教育福祉委員会 3月4日 火曜日 午前10時から

市民経済委員会 3月5日 水曜日 午前10時から

都市建設委員会 3月6日 木曜日 午前10時から

↓

上記開催日程の了承

(6) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議による一部改正案の提出予定：2件

会派の意見を集約結果の報告（提出者の確認と各会派の意見）

●市民クラブからの提出案 提出者：西川議員

各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 流政会 ⇒議場で 公明党 ⇒議場で 日本共産党
⇒議場で

●流政会からの提出案 提出者：坂巻議員

各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 市民クラブ ⇒議場で 公明党 ⇒議場で
日本共産党 ⇒議場で

(7) 意見書の取り扱いについて

提出予定となった意見書：4件

会派の意見を集約結果の報告（提出者の報告と各会派の意見）

●米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書（日本共産党）

提出者：小田桐議員

各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 流政会 ⇒議場で 市民クラブ ⇒議場で 公明党
⇒議場で

●労働者派遣のこれ以上の拡大・緩和に反対する意見書（日本共産党）提出者：徳増議員
各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 流政会 ⇒議場で 市民クラブ ⇒議場で 公明党
⇒議場で

●臨時教員の待遇改善を求める意見書（日本共産党）提出者：植田議員
各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 流政会 ⇒議場で 市民クラブ ⇒議場で 公明党
⇒議場で

●集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（日本共産党）
小田桐委員から案文の内容訂正の申し出 ⇒ 了承
提出者：乾議員
各会派の意見：誠和会 ⇒議場で 流政会 ⇒議場で 市民クラブ ⇒議場で 公明党
⇒議場で

★各意見書に対する質疑の通告は、常任委員会の審査最終日までに（3月6日、木曜日）事務局に提出することで了承 ※（議会先例43）

③その他

（1）流山市議会議員研修会について

議員研修会の開催日時の決定

日時：平成26年3月26日（水）午後1時30分から

講師：目黒 公郎 氏

テーマ：「震災対策として自治体は何を準備すべきか」

研修会には全議員出席すること

上記の内容で了承された。

（2）所管事務調査（行政視察）の件について

来年度も実施することで決定した行政視察についての視察希望アンケートの提出締切日の確認 ⇒ 希望がある委員、正副委員長に一任される委員は、2月28日中に事務局まで提出することで了承。

（3）議会視察の対応について

1月、2月実施の視察アンケート結果の配布、4月、5月の視察対応表の配布、⇒ 了承

(4) その他

●中川委員：西川議員一般質問時の「おまたせしました」発言について、誰に向かって言っているのか。明らかに傍聴者に発言していると思われるので検討いただきたい。発言の取り消しをすべきではないか。⇒ 本日中に本人に確認報告しておく（市民クラブ）。

●青野委員：執行部の欠席が多いが連絡は来ているのか。

●小田桐委員：以前提案した資料要求した資料をホームページにUPする件について取り下げの申し出 ⇒ 了承（議運での決定を受けて議会広報広聴特別委員会に伝える）

北広島市議会視察対応について、広報編集委員会が来庁されるが対応は私（小田桐議員）でよいのか。⇒ テーマを見るとこのままでよいのでは。⇒ 了承

●中川委員：マーケティングの視察対応もするのか。⇒ 視察項目が多岐にわたっているため、議会の部分のみ対応する。⇒ 了承

●松野豊議員の一般質問の通告内容について ⇒ 松野議員から海老原議長に通告内容の訂正の申し入れがあり ⇒ 議長において許可された報告と内容の確認。

●連日通告外一般質問が散見されることから最終日の質問に、このようなことが起きないように周知徹底をお願いしたい。

平成26年流山市議会第1回定例会日程表（第6号）

平成26年3月24日
午後1時開議

- 第1 議案第1号 平成26年度流山市一般会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第2号 平成25年度流山市一般会計補正予算（第7号）
議案第3号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第4号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第5号 平成26年度流山市介護保険特別会計予算
議案第6号 平成25年度流山市介護保険特別会計補正予算
（第3号）
議案第7号 平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
議案第8号 平成25年度流山市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第3号）
議案第9号 流山市保育士修学資金貸付条例の制定について
議案第10号 平成26年度流山市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成25年度流山市国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）
議案第12号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条
例の制定について
議案第13号 平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計予
算
議案第14号 平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補
正予算（第3号）
議案第15号 平成26年度流山市公共下水道特別会計予算
議案第16号 平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算
（第3号）
議案第17号 平成26年度流山市水道事業会計予算

- 議案第18号 平成25年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第22号 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 市道路線の廃止について
- 議案第24号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳情第1号 秘密保護法の撤廃を求める国への意見書提出に関する陳情書
- 陳情第2号 介護保険要支援者を介護予防給付からはずさないよう求める陳情書
- 陳情第3号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議員定数に関する調査研究、議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究の件（特別委員会報告）
- 第4 発議第2号 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 第5 発議第3号 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）

- 第6 発議第4号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第7 発議第5号 労働者派遣のこれ以上の拡大・緩和に反対する意見書について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第8 発議第6号 臨時教員の待遇改善を求める意見書について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第9 発議第7号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書について
(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第10 議員派遣の件
- 第11 所管事務の継続調査について

平成 2 6 年流山市議会第 1 回定例会

委員会審査報告書

平成 26 年 3 月 14 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

予算審査特別委員長 中川 弘

予算審査特別委員会審査報告書

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 1 号	平成 26 年度流山市一般会計予算	可 決	6 対 1

議案第1号「平成26年度流山市一般会計予算」に関する附帯決議
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成26年3月14日提出

提出者

流山市議会議員 斉藤 真理

議案第1号「平成26年度流山市一般会計予算」に関する附帯決議
について

子どもの医療費助成について、本市では平成25年12月1日から通院の助成対象を小学校6年生までに拡大した。子どもの福祉の充実にとり非常に喜ばしいことである。ただ、近隣の松戸市、我孫子市では、中学校3年生までを対象とした通院の助成をすでに実施しており、柏市では本年8月から、鎌ヶ谷市では本年4月にそれぞれ実施することとしている。また、野田市でも中学校3年生まで拡大することを表明したところである。

「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」を標榜し、各種の子育て支援施策に注力している本市も、子育てにやさしいまちづくり条例の理念を具現化すべく、平成26年度早期に通院の助成を中学校3年生まで拡大するよう、補正予算も視野に入れ検討すること。

以上、決議する。

平成26年3月14日

千葉県流山市議会

平成 26 年 3 月 3 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

総務委員長 松田 浩三

総務委員会審査報告書

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 2 号	平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 7 号)	可 決	全会一致
議案第 3 号	流山市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第 4 号	流山市手数料条例の一部を改正する条例 の制定について	可 決	全会一致
陳情第 1 号	秘密保護法の撤廃を求める国への意見書 提出に関する陳情書	不 採 択	1 対 5

平成 26 年 3 月 4 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

教育福祉委員長 森 亮二

教育福祉委員会審査報告書

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 5 号	平成 26 年度流山市介護保険特別会計予算	可 決	全会一致
議案第 6 号	平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	4 対 1
議案第 7 号	平成 26 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算	可 決	3 対 2
議案第 8 号	平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	全会一致
議案第 9 号	流山市保育士修学資金貸付条例の制定について	可 決	全会一致
陳情第 2 号	介護保険要支援者を介護予防給付からはずさないよう求める陳情書	不採択	2 対 3

平成 26 年 3 月 5 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

市民経済委員長 松尾 澄子

市民経済委員会審査報告書

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 10 号	平成 26 年度流山市国民健康保険特別会計予算	可 決	4 対 1
議案第 11 号	平成 25 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	全会一致
議案第 12 号	流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 24 号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
陳情第 3 号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情書	不採択	1 対 4

平成 26 年 3 月 6 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

都市建設委員長 乾 紳一郎

都市建設委員会審査報告書

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 13 号	平成 26 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算	可 決	全会一致
議案第 14 号	平成 25 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	全会一致
議案第 15 号	平成 26 年度流山市公共下水道特別会計予算	可 決	全会一致
議案第 16 号	平成 25 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	全会一致
議案第 17 号	平成 26 年度流山市水道事業会計予算	可 決	全会一致
議案第 18 号	平成 25 年度流山市水道事業会計補正予算（第 2 号）	可 決	全会一致
議案第 19 号	流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 20 号	流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 21 号	流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	可 決	全会一致

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第22号	流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第23号	市道路線の廃止について	可 決	全会一致

議員派遣の件

平成26年3月24日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

1 視察団体名及び研修名

- (1) 派遣目的 表敬訪問
- (2) 派遣場所 長野県信濃町
- (3) 派遣期間 平成26年5月8日から平成26年5月9日まで
- (4) 派遣議員 議員27名

議員派遣の件

平成26年3月24日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

1 視察団体名及び研修名

(1) 派遣目的 議会報告会

(2) 派遣期間、派遣場所及び派遣議員

平成26年5月10日

森の図書館

菅野浩考、笠原久恵、松田浩三、根本守、小田桐仙、青野直、田中人実

初石公民館

加藤啓子、中村彰男、徳増記代子、酒井睦夫、宮田一成、松野豊、松尾澄子

平成26年5月11日

南流山センター

植田和子、斉藤真理、阿部治正、西川誠之、森亮二、中川弘

東部公民館

楠山栄子、藤井俊行、坂巻忠志、乾紳一郎、秋間高義、伊藤實、海老原功一

発議第1号

議案第1号「平成26年度流山市一般会計予算」に関する附帯決議
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成26年3月24日提出

提出者

予算審査特別委員長 中川 弘

議案第1号「平成26年度流山市一般会計予算」に関する附帯決議
について

子どもの医療費助成について、本市では平成25年12月1日から通院の助成対象を小学校6年生までに拡大した。子どもの福祉の充実にとり非常に喜ばしいことである。ただ、近隣の松戸市、我孫子市では、中学校3年生までを対象とした通院の助成をすでに実施しており、柏市では本年8月から、鎌ヶ谷市では本年4月にそれぞれ実施することとしている。また、野田市でも中学校3年生まで拡大することを表明したところである。

「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」を標榜し、各種の子育て支援施策に注力している本市も、子育てにやさしいまちづくり条例の理念を具現化すべく、平成26年度早期に通院の助成を中学校3年生まで拡大するよう、補正予算も視野に入れ検討すること。

以上、決議する。

平成26年3月24日

千葉県流山市議会

平成26年3月17日

流山市議会議長 海老原 功一 様

議員定数等に関する特別委員会
委員長 酒井 睦夫

委 員 会 報 告 書

本特別委員会に付託されました事項について、流山市議会会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 調査事項

- (1) 議員定数に関する調査研究
- (2) 議員報酬等に関し必要と認める事項の調査研究

2. 特別委員会の設置

(1) 設置議案

平成25年6月13日定例会において、発議第10号「議員定数等に関する特別委員会」の設置について」が根本 守議会運営委員長により発議され、全会一致で可決される。

(2) 委員会の定数及び委員の氏名

定 数：10名（平成25年6月13日～平成25年12月6日）

：11名（平成25年12月6日～現在）

委員長：酒井 睦夫（平成25年6月13日～現在）

副委員長：乾 紳一郎（平成25年6月13日～現在）

委員：笠原 久恵（平成25年6月13日～現在）

加藤 啓子（平成25年12月6日～現在）

阿部 治正（平成25年6月13日～現在）

中村 彰男（平成25年6月13日～現在）

西川 誠之（平成25年6月13日～現在）

森 亮二（平成25年6月13日～現在）

松田 浩三（平成25年6月13日～現在）

松野 豊（平成25年6月13日～現在）

田中 人実（平成25年6月13日～現在）

(3) 調査期間

当該調査が終了するまでとし、また閉会中もなお調査を行う事ができる。

3. 開催状況

■平成25年第2回定例会（特別委員会の設置）

平成25年6月13日、発議第10号「議員定数等に関する特別委員会の設置について」が議会運営委員長により発議され、全会一致で可決される。

■第1回特別委員会

開催日：平成25年6月13日（木）

案件：（1）正副委員長の互選

内容：委員長に酒井 睦夫委員、副委員長に乾 紳一郎委員が選出される。

委員：笠原 久恵、阿部 治正、中村 彰男、西川 誠之、森 亮二、松田 浩三、
松野 豊、田中 人実 以上8名

■第2回特別委員会

開催日：平成25年7月2日（火）

案件：（1）今後の運営方法とスケジュールについて
（2）その他

■第3回特別委員会

開催日：平成25年8月2日（金）

案件：（1）「特別委員会の進め方とスケジュールについて」
・全体スケジュールの決定
・参考人の決定・参考人招致の日程
・公聴会までのスケジュール
・市民の意向把握の手法について
（2）その他

■第4回特別委員会

開催日：平成25年8月19日（月）

案件：（1）「前回特別委員会の振り返りについて」
（2）「参考人招致について」
（3）「市民の意向把握の手法について」
（4）その他

■第5回特別委員会

開催日：平成25年10月3日（木）

案件：（1）「前回特別委員会の振り返りについて」
（2）「参考人招致について（報告）」
（3）「市民の意向把握の手法について」
（4）「論点整理について」
（5）その他

■第6回特別委員会

開催日：平成25年10月25日（金）

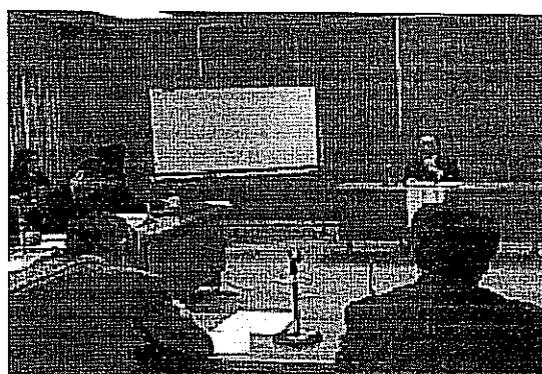
- 案 件：（1）「前回特別委員会の振り返りについて」
（2）「参考人招致について」
（3）「市民との意見交換会について」
（4）「市民アンケートについて」
（5）「論点整理について」
（6）その他

■第7回特別委員会

開催日：平成25年11月5日（火）

案 件：「参考人の招致」

- ◎中央学院大学 社会システム研究所 教授 前我孫子市長 福嶋 浩彦 氏
◎地方自治政策研究所 理事長 元志木市長 穂坂 邦夫 氏



■第8回特別委員会

開催日：平成25年11月15日（金）

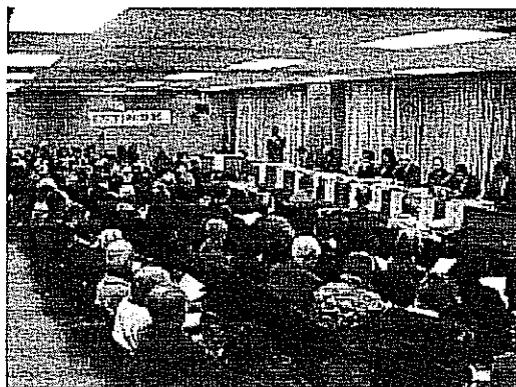
- 案 件：（1）「前回、前々回の特別委員会の振り返りについて」
（2）「市民との意見交換会について」
（3）「市民アンケートについて」
（4）「議員アンケートについて」
（5）「論点整理について（参考人招致の結果を踏まえて）」
（6）その他

■市民との意見交換会

開催日：平成25年11月24日（日）

- 内 容 （1）開会
（2）議長あいさつ
（3）議員定数等に関する特別委員会の活動報告について
（4）各党派等における議員定数等に関する見解の表明
（5）意見交換会
（6）閉会

参加人数：80名 ファシリテーター 田中 富雄氏により意見交換会を進行。



■第9回特別委員会

開催日：平成25年11月24日（日）

案件：（1）「今後のスケジュールについて」
（2）その他

■定数の変更及び委員の異動

変更及び異動日：平成25年12月6日（金）

内容：平成25年第4回定例会において、議員定数等に関する特別委員会委員の定数を11名にするとともに、会派異動のあった加藤 啓子議員を議長が指名し選任。

■第10回特別委員会

開催日：平成25年12月13日（金）

案件：（1）「前回の特別委員会の振り返りについて」
（2）「市民との意見交換会についての振り返り」
（3）「論点整理について」※内容別添資料参照
（4）「議員アンケートについて」
（5）その他

■第11回特別委員会

開催日：平成25年12月20日（金）

案件：（1）「前回の特別委員会の振り返りについて」
（2）「公聴会について」
（3）「論点に基づき議論」※内容別添資料参照
（4）「議員アンケートについて」
（5）その他

■第12回特別委員会

開催日：平成26年1月9日（木）

案件：（1）「前回の特別委員会の振り返りについて」
（2）「論点に基づき議論」※内容別添資料参照

(3) その他

- ・市民アンケートの回収状況について
- ・公聴会公述人の応募状況について

■第13回特別委員会

開催日：平成26年1月17日（金）

案 件：(1)「前回の特別委員会の振り返りについて」

(2)「公聴会について」

- ・公述人の決定
- ・公聴会の進め方について

(3)「論点に基づき議論」※内容別添資料参照

(4) その他

■第14回特別委員会（公聴会）

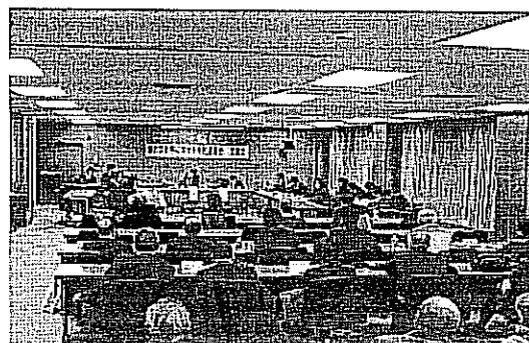
開催日：平成26年1月26日（日）

内 容：案件「現在の流山市議会議員の定数28人について」に対して、

公述人17名（賛成9名、反対8名（削減すべき7名、増員すべき1名））

- (1) 開会
- (2) 議長あいさつ
- (3) 委員長あいさつ・本日の進行について
- (4) 公述人からの公述及び委員からの質疑
- (5) 閉会

※公聴会の詳細は、「4. 公聴会について」に記載



■第15回特別委員会

開催日：平成26年2月3日（月）

案 件：(1)「前回の特別委員会の振り返りについて」

(2)「公聴会の振り返りについて」

(3)「市民アンケートの集計結果について」

(4) その他

※アンケート集計結果の詳細は、「5. 市民アンケートについて」に記載。

■第16回特別委員会

開催日：平成26年2月10日（月）

- 案件：（1）「前回の特別委員会の振り返りについて」
（2）「特別委員会としての意見集約」
（3）その他

■第17回特別委員会

開催日：平成26年3月17日（月）

- 案件：（1）「委員会報告書について」
（2）「委員長報告について」
（3）その他

4. 公聴会について

■公聴会の開催：平成25年12月20日開催の特別委員会において「現在の流山市議会議員の定数28人について」を案件として平成26年1月26日に公聴会を開催することを決定。

■案件：「現在の流山市議会議員の定数28人について」

■公述人の公募：平成25年12月20日から平成26年1月26日

■公述人の決定：公述人申出書の提出者17名。平成26年1月17日特別委員会において17名全員を公述人に決定。

■公述人氏名：石林 紀四郎、永田 研二、竹内 和男、金子 早苗、片岡 晃一、日高 正一郎、妹尾 七重、小川 秀次、高橋 光、日高 真智子、久保 博文、野路 烝一、梅谷 秀治、久保 知代恵、安藤 次子、郡司 幸乃、水野 哲也、

■公聴会概要

公述人6名（賛成3名、反対3名）を1グループとし、各公述人が（1人5分以内）で公述を行う。公述終了後、委員からの質疑（15分間以内）を行う。3グループで実施。※別添資料のとおり

■傍聴者：23名

5. 市民アンケートについて

■実施期間：平成25年11月24日～12月31日

■アンケートの方法

- ・11月24日開催の意見交換会で配布したほか、市役所、公民館、福祉会館等市内各公共施設31か所にアンケート用紙及びアンケートボックスを設置。
- ・無作為抽出による市民1000人へのアンケートを郵送。
- ・ホームページでアンケート回答フォームを作成し、自動集計機能を活用し集計。

■アンケート内容：別添資料のとおり

■ アンケート回答数：無作為抽出1000人に対するアンケート	・ 367名
公共施設等回収分	・ ・ ・ ・ ・ 486名
ホームページ受付分	・ ・ ・ ・ ・ 8名
合計回答数	・ ・ ・ ・ ・ 861名

■ アンケートの集計結果：別添資料のとおり

6. 議員定数等に関する特別委員会における結論

(1) 議員定数について

議員定数については、議員定数等に関する特別委員会として、一つの結論に集約せず、各委員の意見を併記することで検討を終了する。

各委員の意見は下記のとおり。

(2) 議員報酬について

議員報酬については、議員定数と関連して議論をしてきたが、結論には至らなかった。

議員定数における各委員の意見（委員会発言順）

【阿部 治正 委員】

削減ではなく、むしろかつての32名に戻すべきではないかという意見を持っている。

それで議会費が増えたらどうするのかという議論に対しては、むしろ32人に増えたら、現状の議会費を案分するというで解決することを提案したい。理由は、以下の点である。

第1に議員の絶対数が減るということは、市民と議会とのチャンネルが絶対的に減るということであり、市民の多種多様な声を議会と行政に反映させる道が細る。

第2点として、議会の各種委員会は、専門的見地から議案や課題を検討することとされているが、1つの委員会の委員数が減ることで、審議が十分に尽くせなくなる。委員会によっては、数十本の議案を審議しなければならない実情からは、委員の数の減少は影響が大きい。

3点目、行財政情報をほぼ独占すると同時に、多人数の専門家と言っている人員を要する執行部に対して議員の頭数、ブレンやヘッドとかいう意味の頭の数が減ることは、議会の力をますます弱めることになってしまう。

4点目、議会に期待されている市民の声の反映、行政に対するチェック、あるいは政策提案や立案機能が弱ってしまう。

5点目、32人から28人に減って困ったことがあったかという議論があったが、

28人に減らされたマイナスを補うために苦勞してきた議会の努力を無視した議論であり、良くて議会の今の現状維持の議論ではないかと思う。困らなければよいという発想ではなくて、求められているのは議会の役割のさらなる強化と充実だという観点が大切だと考える。

6点目、定数の削減論は、いろいろと理由が挙げられているが、結局は財政的な観点、議会費の削減論に行き着く。むしろ財政論とか議会費の削減論から、この定数削減の議論は発しているのではないか。議会費は、低ければ低いほどよいというものではなくて、民主主義のためのコストとして妥当な水準がまじめに議論されるべきだと考える。

7点目、定数の削減論者は議会費削減の必要を言いながら、同時に議員の報酬については引き上げてよいという意見をこの委員会でも述べられた。これは、非常に矛盾をしているのではないかと考える。

8点目、ほかの自治体との比較論もあったが、問題への接近の仕方がそもそも間違っている。他の自治体との比較ではなくて、流山市の市政運営に即して、そこで求められている議員数を自らの調査に基づいて、自分の頭で私たちは考えていくべきである。TXが開通し、まちが大きく変貌している流山市は、それだけでほかの自治体にはない多くの複雑な問題を抱え込んでしまっており、なおさらだと考える。

9点目、定数を削減すれば、議員の資質が向上する。専門化が進むとの議論もあったが、これはどんな根拠も持っていない。定数を削減しても、専門性を持たない議員が当選することはでき、専門性を持った議員が必要と思う有権者は、そのための効果が保証されていない定数の削減ではなく、むしろ選挙などを通して自らの評価にかなった、自らのめがねにかなった議員を選出するために努力する以外にない。

10点目、議会に専門性が求められているとすれば、それは民意の反映の専門家たれという点にある。それが前提としてあってこそ、行政のチェックの機能、あるいは政策提案、立案機能も成り立つのではないかと考えている。

以上の理由から、削減ではなくてむしろ32名に戻すべきである。

【西川 誠之 委員】

議員定数に関しては、28人を24人に削減すべきと提案をしたい。

定数削減の問題は、今に始まったことではなく、前回市議選の前に市民から約1万人の署名を集め、24名への削減の陳情がなされた。陳情の結果は、議会において採択されなかったが、いまだにこの1万人の署名は重いと考える。前回行われた市民アンケートにあらわれた結果は、総集計861名においては、削減すべきが半数以上と断然多かったという結果及び特に無差別抽出アンケートは年齢層も幅広く、偏った結果とは言えないが、約40%が削減すべきというのが最大の意見であった。

最近盛り上がっている政権与党も、国、県で議員定数の削減について表明をされており、方向がそちらのほうに向いているのではないか。これは、市のほうにも地方自治体のほうにも影響してくるのではないかと考慮すべきという考え方である。

【森 亮二 委員】（笠原 久恵 委員）

現時点での会派の見解としては、4名もしくは2名の削減という方向で最終調整の段階である。

いずれにしても、削減に伴って、二元代表制の緊張感が抑制もしくは欠如することのないよう、議会議員の質、組織力の向上、改善、改革に鋭意努めていくということが前提になることを申し添える。また、一案であるが、定数削減の議論の方向性がとめどなく続いていくということには、やはり慎重なところもある。可能ならば、新しく改選を終えた後の4年間は、定数議論は見送りをするような考えもあることも事実である。会派として2つの考えになってしまっているが、最後には責任説明を果たせるような会派の見解を集約するよう努めたい。

【加藤 啓子 委員】

結論は、3月議会最終日に討論して答えとする。

いろいろな世代のいろいろな職業の方の意見が市政に反映させられることが民主主義であると思っている。地盤、看板、かぼんのある人しか議員になれないということがもしあるとしたら、それはなるべくそういうことがないようにしなければならないと考える。若い世代の人たちがいろいろな形で議員になれるような土壌をつくっていかなくてはいけない。今後、議会や市政における市民参加が進めば、議員は少なくていいと考える。予算編成や議案の早い段階、例えば設計側とか予算など全部決めてから市民や議員にパブリックコメントでおろしてくるのではなくて、もっと早い段階で参画できるのであれば、議員は少なくていいと考える。

今の段階では市民参加が十分に進んでいるとは言えない。市民参加条例もつくっただけで、政策提案も1年たっても出ていない。また、議会報告会が年2回でなく、議会との意見交換会として様々な問題を、自治会を回るなど全ての公共施設で意見交換会をするというようなことを議会ですり始めれば議員はもっと忙しくなる。

それが、議会改革が進んでいくということだと考える。議員の立場というのは、市政に対する有償の究極の市民参加であると考えている。いろいろな無償での市民参加が進んでいるが、有償できちんと議案を精査できるというのは私たちの立場だけだと思う。市民全員が市政に直接参加できればいいが、それができないから、歴史を見ると代表を決めて意見を代行していた経緯がある。小学校をつくるときに、無償で土地を提供したような村の有力者がまず議員になるというようなことから議員が始まっているのが議員制度だと思っている。現在は、距離的にも時間的にも直接投票ができるような状況ができていますので、今後直接住民投票制度などがもっと進めば、議員は少なくて済むと考える。現在は、市民参加が進んでいないので、もっと議論が必要だと思っており、議会報告会をもっと多くするなど、そういった議会の在り方をまず議論してから定数の問題にとりかかるべきだと思っており、結論的には現状維持であると考えている。

【松野 豊 委員】

現状維持か、削減か、議員を増やすのかの最終的な意見表明については、本会議場で議案が上がってきたときに最終判断をする。

これまでの委員会で6月から16回の議論ができたことについては、有意義だったと考える。アンケート結果について、前回の委員会の委員のやりとりの中でも、とりわけ無作為抽出アンケートをやってみてよかった。アンケートをはじめとする特別委員会の活動によって、議会に関心のなかった市民が関心を持ってもらえたということも含めて、議員定数等の議論に時間と労力を割いたことは意味があったと考える。その上で、再度確認の意味でまとめとして申し上げますと、そもそも議会というのは議事機関であり、いわゆる行政のチェックをするだけではない。とりわけ「民意をいかに反映するか」ということが議事機関としての最大のミッションであり、我々議員は選挙によって市民から選ばれた良民であり、いわゆるこれを「選良」というが、感情で政治をするのではなくて、流山市の未来を見据えて、理性の政治を実践しなければいけないと思っている。

かつて社会学者のマックス・ヴェーバーは、「職業としての政治」の著書の中で、政治家に求められる資質は3つあるとうたっている。1つ目が情熱、2つ目が責任感、これは結果責任という意味での責任感、3つ目が判断力、これは先が読める能力であるというふうに言っている。

我々議員は感情に流されることなく、将来の流山市議会が、民意の反映を追求していくのに何名の議員が適切かということについて、感情ではなく理性で判断をしなければいけない。さらに、執行部追認型の議会ではなく、機関としての議会のミッションが「民意をいかに反映するか」ということである。合議制の議事機関で民意を反映するには、議員個人ではなくて、会派でもなくて、機関として、議会全体として、チームとして、機関としてどう取り組んでいくのか、どう処すのか、このように発想できるように我々議員一人一人が変わることが求められていると考える。さらに、支援者や地域住民が抱えている困り事に、感情的に同意をするだけではなく、それを政策的にどのように解決するのか、これをよく考えて、行政との間をつなぐのが議員や議会の役割だと考える。行政だけでは全部解決できないからこそ政治というチャンネルがあり、市民の困り事や実感、行政の現状などを翻訳して、見える化をしていくという通訳的な役割が議員には求められている。

この間、議員定数の削減を声高に訴える市民も、あるいは議員も、仮に定数を削減した場合に、民意の反映をいかに担保するのかという意見は残念ながらほぼなく、理性の政治を行わなければいけない議員が感情的に議論をしているということは大変残念なことである。

この16回の議論自体は決して無駄ではなく、有意義であった。本会議で最終的には態度表明をするが、いずれにしても、削減を推進すると言っている方々が、では「削減した場合に民意をいかに担保していくのか」、ここについてはきちっと、本会議の討論で、「政策的あるいは仕組み的にどう変えるのか」という意見も付して討論されることを強く望みたい。

【松田 浩三 委員】(中村 彰男 委員)

会派の統一の見解は本会議で表明するが、現在の見解を申し上げますと、現状維持がふさわしいと考える。

効率性を重視する行政改革に対して、議会改革の方向性は異なるものであり、地域民主主義を実現するためには、本市の場合、現状人口が増加しており、議員定数の問題は、現状がふさわしいと考える。

アンケートを皆様から頂戴したが、そのQ3の市議会議員に期待すること、この設問の中で、「財政、福祉、教育などの行政チェック」、「道路等生活環境の改善や生活相談役」、「議会や議員が何をしているかの情報発信」、「執行部に対する政策立案や議員提案」、「議員の資質を上げる」、これは全て大変重要な課題であり、議員定数を少なくして、これらの課題が全部解決するものではないと考える。

【田中 人実 委員】

会派で意見の集約ができていないことから、3月議会のときに態度を表明したい。議員定数を削減すれば、議会改革に熱心な議員、そのような視点でいつも議員定数については議論がされるが、それは誤りだと考える。

しっかりとその個々の議員の、常日ごろの議員活動あるいは一般質問等、むしろ有権者のほうに常日ごろ監視をしていただく。それぞれ千数百票あるいは3千、4千という票をいただいているのですから、まずはその方々に自分の議員としての資質を見きわめてもらうということが大事だと考える。

こうした議員定数について、特定の団体がネット上で定数についての個々人の議員の考え方について批判あるいは評価するということは、ネットを全部否定するわけではないが、こうしたネットでの評価というのはいかかなものかと考える。

国会議員、あるいは県議会で定数削減の議論がされているが、一票の格差という、要するに複数の選挙区で1つの議会が成り立っていることにおいて、一票の格差の観点から議員定数の削減が行われているものであって、私たち市議会議員は単独の選挙区であり、そこに国会あるいは県議会の議論を一緒にかぶせて論じるというのは間違いだと考える。

【乾 紳一郎 委員】

現在の定数を維持し、市民代表機関としての機能強化を図っていくことが最も重要であると考えている。

その理由の第1として、日本国憲法の国民主権の原則、さらに地方政治のあり方を定めた憲法第92条、地方自治の本旨に照らせば、二元代表制を担う議会は民意を正確、公平に反映することが最も求められること。戦前も地方議会があったが、日本国憲法のもとでそれまでの議会主義から議会制民主主義に変わった。議会制民主主義とは、普通選挙が行われているだけでは不十分で、政治や選挙が金で買われないなどのほかに、主権者である住民の意思が正確かつ公平に反映されることなどが不可欠である。民主主義とは、議論の末に多数派が入れかわる可能性があり、少

数意見を排除しないことが議論の出発点になる。

憲法や地方自治の専門家からは、議員定数の削減が地方自治の弱体化になる、住民の地方政治への参加を縮小することになる、住民の代表制が薄れる、住民からすれば議員は身近な存在から遠くなる、住民自治の実現という憲法的価値を軽視した議員定数削減論は、議会制民主主義を形骸化せしめるおそれがあるなどと指摘されている。

第2の理由は、行政改革の観点から議員定数を削減すべきという意見があるが、議員定数については単純に直結させて考えるべきではないと考えるからである。

議員は、行政を監視するという重要な役割を担っている。議員数の削減は、経費節減にはなるが、議会費は一般会計予算の0.9%にすぎない。行財政改革の視点だけでは、市政への住民意思の反映や行政への批判、監視機能を強めるという議会制民主主義にとって肝心の点が抜け落ちてしまう。専門家も経済効果を過度に重視し、いたずらに議員定数の削減を行えば、地方議会に対する民意の反映度が低下するばかりか、議会の主要な機能である行政に対する監視機能を低下させるおそれがあると指摘している。

第3の理由は、流山市議会の現状は、議員数を減らさなければならない状況ではないと考えるからである。流山市は、平成19年の選挙から現在の28名であるが、その後の6年間で人口が1万3,000人増加している。人口が増えれば、住民の意見の種類も多くなると考えられ、住民の声を市政や議会に反映させる任務を担う議員数を増やすことも検討しなければならない状況である。流山市においても、選挙を通じて住民の議会への不信や無関心が広がっていることに危機感を持ったことが議会改革の出発点となり、平成20年に議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会に挑戦してきた。会議は原則公開、本会議、委員会のインターネット中継などICTの活用が広がり、議会報告会も始めた。こうした取り組みが全国の議会に注目され、各地からの視察が相次いでいる。流山市議会にとって今の議員定数を削減することは、議会改革の努力に水を差し、議会の活性化にも逆行するものである。

第4に、特別委員会では議会として初めて公聴会や意見交換会、市民アンケートなど、市民の意見を聞く取り組みを実施したが、一般的には議会バッシングが強まる中で、市民の意見は削減一辺倒ではなく、現在の定数で議会の役割をきちっと果たしてほしいとの声が多くあることが明らかになった。また、議員間の自由討議では、議会の役割、議員の役割について、議会制民主主義の視点からの議論が行われる一方、少数精鋭論や常任委員会数の削減などについて、納得できる合理的根拠は示されなかった。特別委員会の議論の到達点からも、議員定数を削減するということにはならないと考える。

最後に、今流山市議会に求められていることは議員定数の削減ではなく、政策立案面や行政機関への監視機能を強化すること、また議会として市民への情報提供や市民と意見交換する場を拡大することなど、議会の機能を抜本的に高めることである。

以上を「議員定数等に関する特別委員会」の最終結論とし「議員定数等に関する特別委員会」として付託された調査事項を終了する。

論点整理について

(議員定数と報酬を定めるための根拠を議論)

1. 【協議事項】

(1) 議会の役割と議員定数等について

ア 存在意義・あり方と議員定数等について

- 13 議員の仕事と議員定数(本会議・委員長への出席)(視察・研修)(住民要望の政策実現等々)
市議会の役割・機能(議事機関・立法機関・チェック機能・住民要望の政策実現等々)と議員定数(乾)
- 16-2 市議会の役割・機能(西川)
- 22 住民参加・住民自治の推進が求められる中での議会に固有の役割とは何か、それとの関連での必要な議員数(阿部)
- 21 これからの議会に期待される役割とそれに応えるために必要な議員数(阿部)
- 23 流山市議会は、どのような機関か(松野)
- 24 流山市議会は、何をするとところか(松野)
- 25 流山市議会は、地域民主主義を、どのように実現するのか(松野)
- 26 流山市議会は、住民自治を如何に推進するのか(松野)

イ 委員会の役割と議員定数等について

- 3 前回、定数を32人から28人にした時の委員会の状況の違い(笠原)
- 4 前回、定数を32人から28人にした時の特別委員会の数や状況の違い(笠原)
- 5 常任委員会の数や、機能の観点で定数を検討する(松田)
- 6 委員会審査の充実(委員会数と議員定数)
(委員会中心主義の運営)(常任委員会数・特別委員会数)(委員会の意思決定に必要な人数)
(議案数、陳情・請願数)(審議時間)(討議ができる人数)※議員数により設置できる委員会数や委員数が増える。委員会の守備範囲・限られた審議時間、議案件数。委員会委員の人数による論点、争点の多様性、望まれる委員会数(乾)
- 7 市政運営に対する監視機能の強化と議員定数、住民の代表・議会の機能と議員定数(乾)
- 8 市政運営に対する監視機能の強化と議員定数(田中)
- 28 減らすありきではないが、減らした場合でのシュミレーション(笠原)

(2) 議員の役割と議員定数等について

ア 議員の活動・調査能力と議員定数等について

- 9 議員の活動保障と生活保障のために必要とされる議員報酬と政務活動費の水準について
(阿部)
- 14 議会基本条例制定以前と以降の議員活動の変化について、定量的、質的にどうなのかを可能な範囲で数値でも明らかにし、そのうえで、議員定数について議論する。(乾)
- 15 議員の仕事と議員定数(田中)
- 16-1 議員の仕事(西川)

(3) 議会改革の観点からの検討と議員定数等について

- 17 議会改革を進めるために定数を検討する(松田)
- 18 行政改革と議会改革の論理の違いの明確化(松野)

(4) その他

ア 選挙と議員定数等について

- 2-1 定数削減により、市民の声が反映しにくくなるなど影響はないか(松田)
- 2-2 定数削減により、新人や無所属議員が出にくくなるなど他の影響はないか(松田)
- 27 もっと投票率を上げる工夫を重ねる必要があるのではないか(松田)

イ 経費削減と議員定数等について

- 12 経費節減の観点で定数・報酬を検討する(松田)

2. 【調査事項】

(1) 流山市議会における議員定数・報酬の変遷について

- 1 これまでの流山市議会の議員定数の変遷について(田中)
- 10 報酬は今まで変わった時があったのか。報酬の決め方。(笠原)
- 11 報酬と議員定数(田中)

(2) 他市比較について

- 19 他自治体の議員定数比較(近隣市・県内市・類似団体)人口規模に応じた議員定数・予算規模、財政状況と議員定数(乾)
- 20 他の自治体の議員定数比較(近隣市・県内市・類似団体)(田中)

「議員定数等に関する市民との意見交換会」

を開催します!

＝多くの方のご参加をお待ちしております＝

流山市議会では、現在「議員定数等に関する特別委員会」を設置し、議員定数や議員報酬について協議を進めております。

市民の皆様からのご意見を伺う意見交換会を下記により開催しますので、市民の皆様のご参加をお待ちしております。

◎【日時】平成25年11月24日(日)午前10時から正午

◎【場所】市役所第1庁舎4階 委員会室

◎【意見交換会の内容】 ①特別委員会の活動報告 ②会派の見解表明 ③ 意見交換

◎【申し込み】不要 直接会場にお越しください。

◎【お問い合わせ】流山市議会事務局：7150-6099(直通)

【流山市議会における議員定数等についてこれまでの取り組みと今後の予定】

流山市議会では、平成14年に議員定数を34人から32人に、平成17年には、現在の28名と議員定数を定めてまいりました。このような中、現在の市議会議員の任期が平成27年5月5日で終了するにあたり、適正な議員定数、議員報酬等についての議論を進めるため、平成25年第1回定例会において「議員定数等に関する検討協議会」が設置されました。その後、同年第2回定例会において当協議会を終了し、新たに「議員定数等に関する特別委員会」が設置され、現在この特別委員会では、適正な議員定数等について平成26年3月までに結論が出せるよう、議論を進めております。

流山市議会では、平成21年の「議会基本条例制定」をはじめ、議会改革に取り組んで参りました。その結果、昨年は日本経済新聞社の調査では、全国810市議会のなかで、議会改革度ランキング1位に選ばれました。これからも二元代表制の一翼を担う議会としての責任を果たして参る決意です。

議員定数等については、議会基本条例(第25条・26条)に基づき、市民の皆様の意向を把握しながら、適正な定数を決定して参ります。

今回、市民の皆様との意見交換会を開催し、議員定数等に関し意見交換をさせて頂きたいと思っておりますので、多くの市民の皆様のご参加をお待ちしております。

議員定数等に関する特別委員会 公聴会 公述人一覧 平成26年1月26日(日)

	賛 否	氏 名	備 考
1	賛成(定数28名で良い)	石林 紀四郎	
2	賛成(定数28名で良い)	永田 研二	
3	賛成(定数28名で良い)	竹内 和男	
4	反対(定数を減らすべき)	金子 早苗	
5	反対(定数を減らすべき)	片岡 晃一	
6	反対(定数を減らすべき)	日高 正一郎	
7	賛成(定数28名で良い)	妹尾 七重	
8	賛成(定数28名で良い)	小川 秀次	
9	賛成(定数28名で良い)	高橋 光	
10	反対(定数を減らすべき)	日高 真智子	
11	反対(定数を減らすべき)	久保 博文	
12	反対(定数を減らすべき)	野路 烝一	
13	賛成(定数28名で良い)	梅谷 秀治	
14	賛成(定数28名で良い)	久保 知代恵	
15	賛成(定数28名で良い)	安藤 次子	
16	反対(定数を減らすべき)	郡司 幸乃	
17	反対(定数を増やすべき)	水野 哲也	

【公述人からの公述スケジュール】 ※時間は概ねの時間です。

1 (賛成3名・反対3名) 公述 【9:40~10:10】

賛成	①	石林	紀四郎	様
	②	永田	研二	様
	③	竹内	和男	様
反対	①	金子	早苗	様
	②	片岡	晃一	様
	③	日高	正一郎	様



質疑 【10:10~10:25】



2 (賛成3名・反対3名) 公述 【10:25~10:55】

賛成	①	妹尾	七重	様
	②	小川	秀次	様
	③	高橋	光	様
反対	①	日高	真智子	様
	②	久保	博文	様
	③	野路	丞一	様



質疑 【10:55~11:10】



休憩 (11:10~11:15)



3 (賛成3名・反対2名) 公述 【11:15~11:40】

賛成	①	梅谷	秀治	様
	②	久保	知代恵	様
	③	安藤	次子	様
反対	①	郡司	幸乃	様
	②	水野	哲也	様



質疑 【11:40~11:55】

Q 4 : 議員定数と議員報酬についてお尋ねします。(参考 : 近隣の市議会データ)

	流山市	柏市	松戸市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	市川市	浦安市
人口(人)	168,042	405,708	480,231	133,981	156,763	109,539	469,041	162,503
議員定数(人)	28	36	44	24	28	24	42	21
月額報酬(円)	456,900	573,000	590,000	450,000	450,000	430,000	604,000	520,000

1) 流山市の議員定数についてどう思いますか。

(増員すべき 現状維持がよい 削減すべき わからない)

2) 流山市の議員報酬についてどう思いますか。

(増やすべき 現状維持がよい 減額すべき わからない)

3) 議員定数と報酬に関してご意見があればご記入ください。

定数(人数)や報酬(金額)について具体的なお考えをお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。アンケートは、同封の返信用封筒で郵送頂ければ幸いです。

【提出期限 平成25年12月末日までにお願ひ申し上げます】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市議会事務局

Fax: 7150-2863 (TEL: 7150-6099)

メール gikai@city.nagareyama.chiba.jp

議員定数等に関する特別委員会

市民アンケート 集計結果

(総集計結果)

平成 26 年 1 月

Q1 性別

男性	女性	性別不明	合計
475	368	18	861
172	193	2	367
298	172	16	486
5	3	0	8

※性別不明は下記年齢構成に含まないため、合計数が各年齢構成の合計とは一致しません。

← 無作為抽出1000人

← 公共施設設置等回収分

← ホームページ受付分

内訳

年齢構成(男性)

～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	未回答	合計
18	28	30	35	165	192	7	475

年齢構成(女性)

～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	未回答	合計
16	32	56	48	93	115	8	368

Q2 前回の市議選で投票したか、しなかったか。投票しなかった理由は。

投票したか、しなかったか

投票した	736
投票しなかった	113
未回答	12

投票しなかった理由(複数回答あり)

投票したい議員がない	41
市議会選挙に関心なし	25
旅行等で不在	22
その他	29

Q3 市議会議員に期待すること(複数回答あり)

財政・福祉・教育など行政のチェック	689
道路等生活環境の改善や生活相談役	560
議会や議員が何をしているかの情報発信	451
執行部に対する政策立案や議員提案	312
議員の資質を上げる	404
その他(別紙に記載あり)	76

※複数回答ありのため、アンケートの有効回答数とは一致しません。

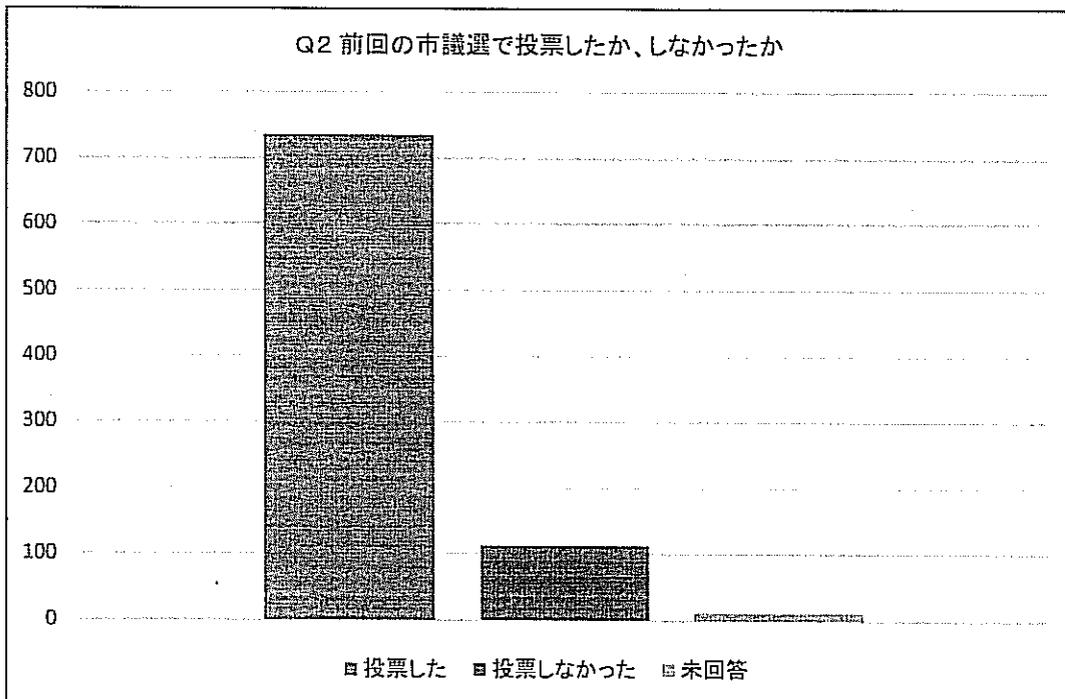
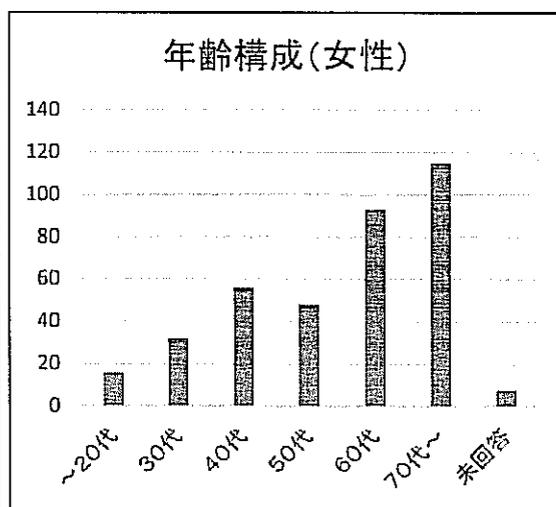
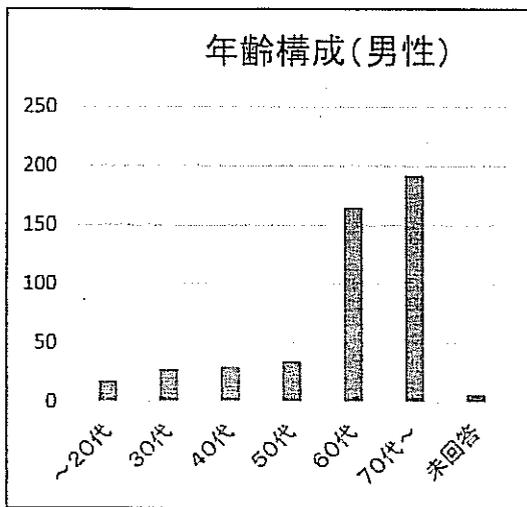
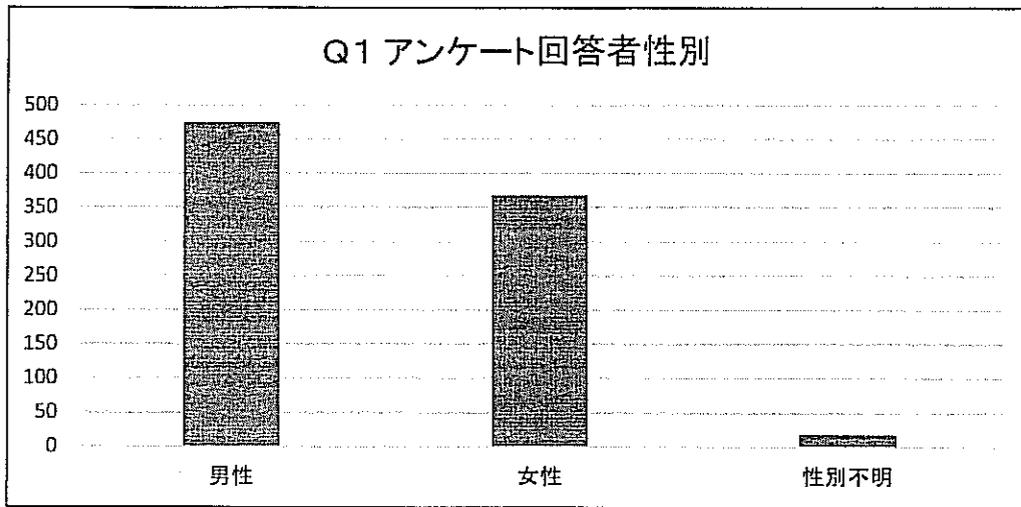
Q4 1) 議員定数について

増員すべき	76
現状維持でよい	200
削減すべき	457
わからない	88
未回答	40

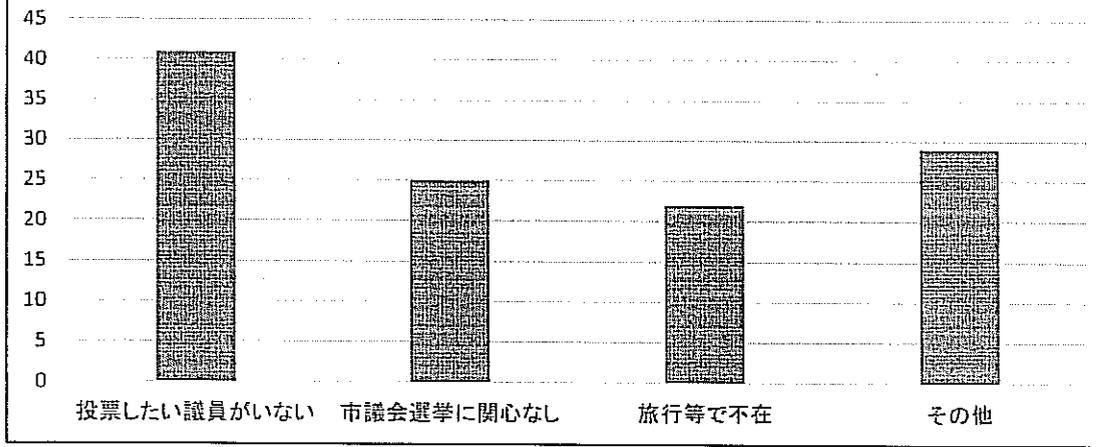
2) 議員報酬について

増やすべき	54
現状維持でよい	365
減額すべき	275
わからない	115
未回答	52

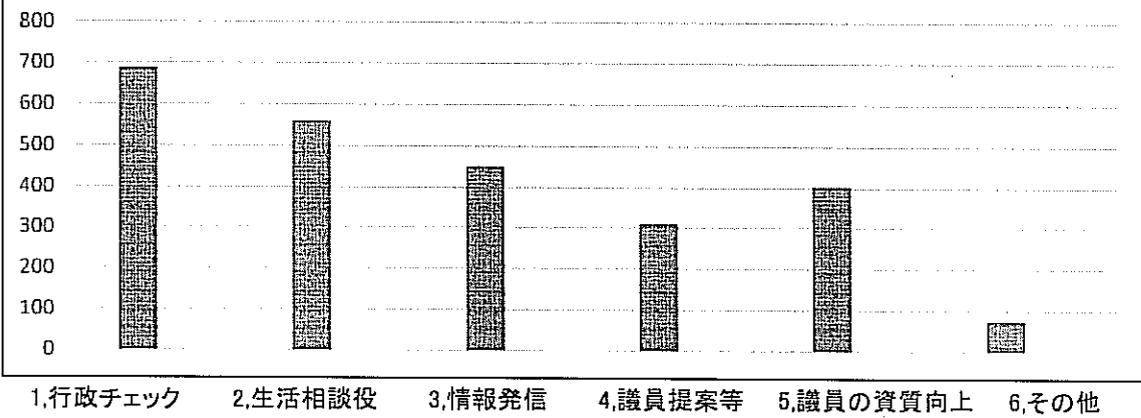
★回答状況のグラフ(棒グラフ版)



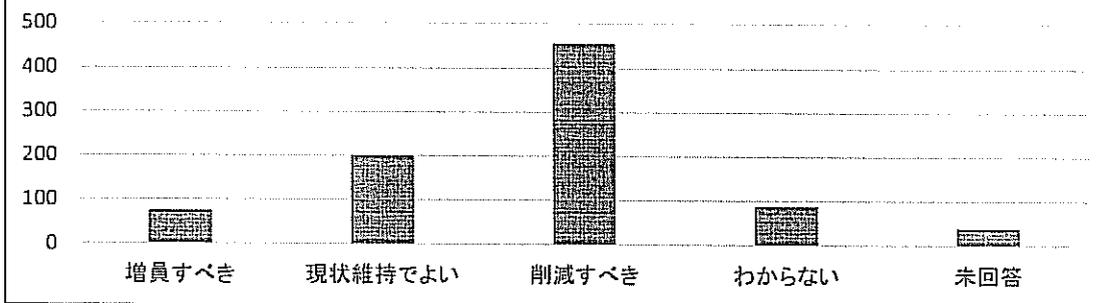
Q2 投票しなかった理由



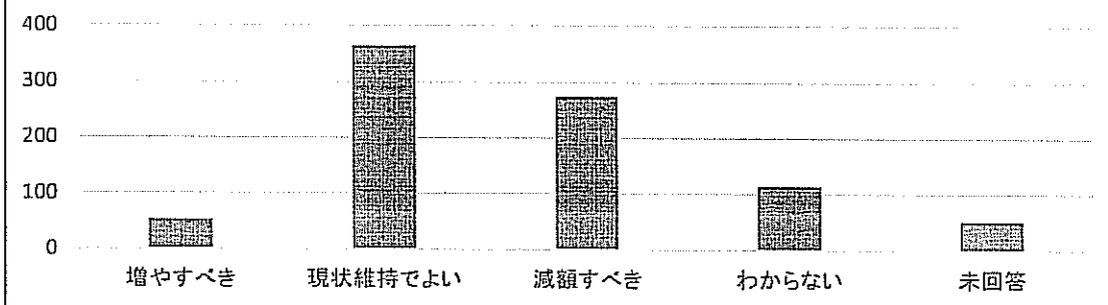
Q3 市議会議員に期待すること



Q4 (1) 議員定数について

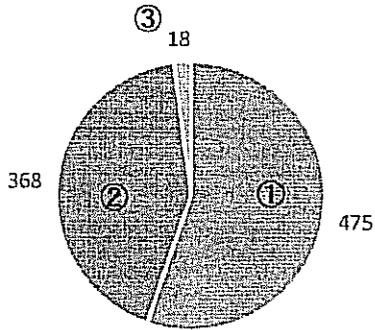


Q4 (2) 議員報酬について



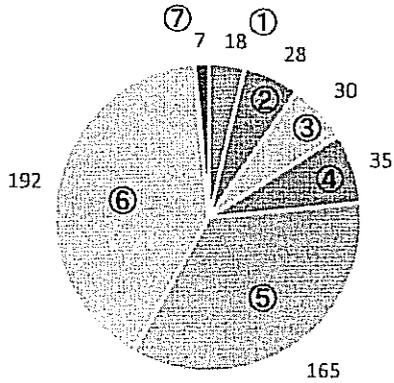
★回答状況のグラフ(円グラフ版)

Q1 アンケート回答者性別

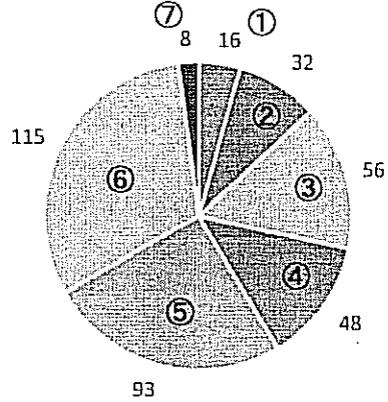


① □ 男性 ② □ 女性 ③ □ 性別不明

年齢構成(男性)

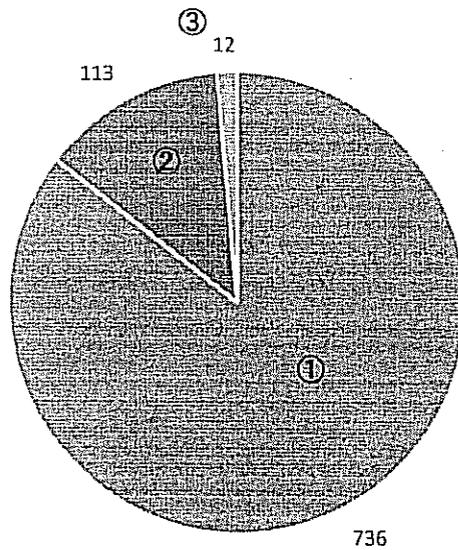


年齢構成(女性)



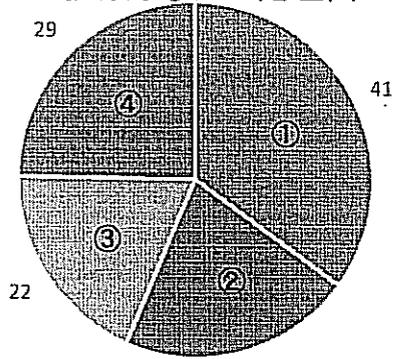
①...~20代 ②...30代 ③...40代 ④...50代 ⑤...60代 ⑥...70代~ ⑦...未回答

Q2 投票したか、しなかったか



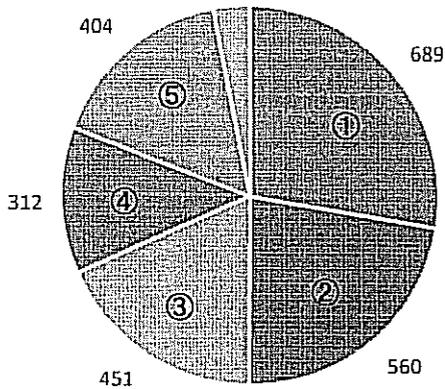
①...投票した ②...投票しなかった ③...未回答

Q2 投票しなかった理由



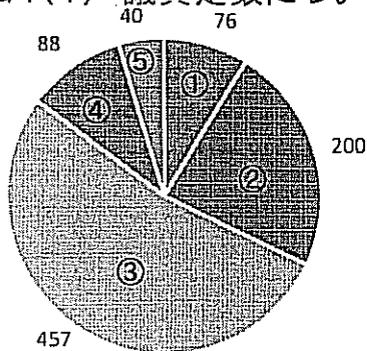
- ① □ 投票したい議員がない ② □ 市議会選挙に関心なし ③ □ 旅行等で不在 ④ □ その他

⑥ Q3 市議会議員に期待すること



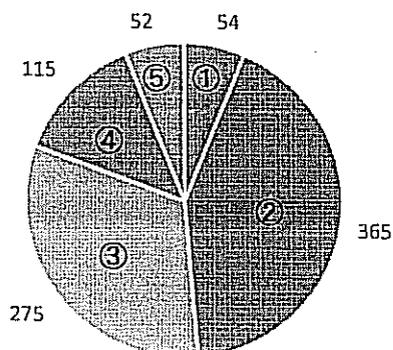
- ① 財政・福祉・教育など行政のチェック
 ② 道路等生活環境の改善や生活相談役
 ③ 議会や議員が何をしているかの情報発信
 ④ 執行部に対する政策立案や議員提案
 ⑤ 議員の資質を上げる
 ⑥ その他

Q4(1) 議員定数について



- ① □ 増員すべき
 ② □ 現状維持でよい
 ③ □ 削減すべき
 ④ □ わからない
 ⑤ □ 未回答

Q4(2) 議員報酬について



- ① □ 増やすべき
 ② □ 現状維持でよい
 ③ □ 減額すべき
 ④ □ わからない
 ⑤ □ 未回答

発議第 2 号

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び流山市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日提出

提 出 者

流山市議会議員 西川 誠之

賛 成 者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 楠山 栄子

〃 酒井 睦夫

〃 藤井 俊行

提案理由 地方分権が更に一段と進展しているこの時期、平成 1 7 年に議員定数を 3 2 人から 2 8 人に削減して以降、流山市議会は自ら議会改革に取り組み、議会基本条例の制定、議会の I C T 化推進、議会報告会の実施、各種委員会の公開などにより、議会改革日本一の評価を受けた。

流山市は、T X 開通後人口増を続ける恵まれた環境にあるものの、市民税は微増であり、2、3 年後には人口増加も止まり、税収の減少を覚悟しなければならない環境にある。

流山市は、財政問題を含め本市固有の行政課題も多く、改めて議会及び議員の役割が問われている。

我々議員は、独善に陥ることなく、主権者たる市民の声に幅広く耳を傾け、筋肉質で機能的な、精鋭による議会を目指し、議会改革の一環として率先垂範し、現行議員定数 2 8 人を 2 4 人とすることを提案する。

なお、この条例の施行日は、次回の一般選挙から適用することとする。

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

流山市議会議員の定数を定める条例（平成14年流山市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から
施行する。

発議第 3 号

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び流山市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日提出

提 出 者

流山市議会議員 坂巻 忠志

賛 成 者

流山市議会議員 笠原 久恵

〃 森 亮二

〃 青野 直

提案理由 流山市議会は民間調査会社の改革度ランキングで全国第 1 位になるなど先駆的な改革派議会として、内外から高い評価をいただいている。また、本市議会内部では地方分権型社会で求められている議会の姿としての二元代表制について、その権能を遺憾なく発揮すべきとの認識が醸成されつつあり、議会改革の礎となっている。

二元代表制の一翼となる議会の定数に関しては、平成 2 1 年制定の流山市議会基本条例第 2 5 条の精神に則り、議員間は元より市民と議員間でも多くの時間を費やして議論を行ってきた。この間の議論を通じて得られた住民の声としては、「二元代表制に基づく監視能力の強化」や「生活相談役」という従来の役割だけでなく、「議会や議員からの情報発信」や「議員の資質を上げる」という新しい声も見受けられた。

これらの住民の声を踏まえつつ、議会に在籍する立場として持ち得る専門的見地を踏まえた議会のあるべき姿を勘案した形として、議員定数を 2 6 名とすることを提案する。

なお、この条例の施行日は、次回の一般選挙から適用することとする。

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

流山市議会議員の定数を定める条例（平成14年流山市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から
施行する。

発議第4号

米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書

沖縄県宜野湾市にある米軍・普天間飛行場を名護市辺野古へ移設する問題の是非が争点となった名護市長選は、2014年1月19日投開票され、移設の阻止を掲げた無所属現職が当選した。

これは、沖縄県全41市町村長・議長が署名し、昨年政府に提出した「建白書」に沿った結果となった。

戦後69年、復帰後42年、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に米軍専用施設の74%を集中させている現状は異常である。とりわけ、返還合意から既に18年が経過してなお、沖縄県民の命を危険にさらし、オスプレイを追加配備までして放置され続けている普天間飛行場の現状は、断じて許されない。

2014年1月7日発表された『世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明』は、映画監督のオリバーストーン氏やマイケルムーア氏など29名が呼びかけ人となり、1月末には100名を超え、世界的規模で広がっている。これ以上、基地押しつけに固執し続け、市長選挙の結果を無視し続ける姿勢を政府が取り続けることは、世界的信用を失うきっかけとなりかねない。また、政府に対する不信と失望ははかり知れず、民意を踏みにじる政府への怒りは、日米安保の基盤を決定的に揺るがすこととなる。

よって、政府におかれては、辺野古移設を断念し、普天間飛行場の閉鎖・撤去を速やかに実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
外務大臣	岸田	文雄	様
防衛大臣	小野寺	五典	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	山本	一太	様

発議第5号

労働者派遣のこれ以上の拡大・緩和に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

労働者派遣のこれ以上の拡大・緩和に反対する意見書

1月29日、労働政策審議会労働力需給制度部会は、労働者派遣制度の見直しに関わる建議書を厚生労働大臣に提出した。

その内容は、どんな業務でも、3年ごとに人を代えれば、労働組合などの意見を聞くだけで無期限に派遣を使えるようになっている。

また、派遣先との契約が切れれば解雇が可能とされている。それ以外にも、派遣労働者の処遇について、賃金差別などの温存を認め、一昨年に原則禁止された「日雇い派遣」についても、収入条件を緩和するなど拡大させるよう求めている。

よって政府に対し、以下要望する。

記

- 1 労働者雇用については「直接雇用」を原則とすること。
- 2 派遣労働については、厳に臨時的・一時的なものに限ること。
- 3 勤続年数における加算など正規雇用との均等待遇に向けた取り組みを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月24日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
経済産業大臣	茂木	敏充	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
総務大臣	新藤	義孝	様

千葉県流山市議会

発議第6号

臨時教員の待遇改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

臨時教員の待遇改善を求める意見書

全国で20万人いるといわれる臨時教員は、正規教員による産休等の代替だけにとどまらず、1年を通した学級担任も担うなど教育現場で子どもや保護者に寄り添い、教育環境の向上に重要な役割を担っている。

しかし、任用期間が半年、更新1回と地方公務員法で定められていることから、年度末に数日の空白期間を設けて、何度も任用を繰り返すことが常態化している。結果、一日もしくは数日間の任用空白期間が生じる年度末に、国民健康保険への切り替え、保険料の負担をおこない、翌4月の再任用後に社会保険へ再加入している。役所窓口での手続きを何度も実施しなければならず、保険証の事前返却により、一時的な無保険状態も生んでいる。また短期間で国民年金と厚生年金を切替えることで、年金額にも不利益が生じている。

これに対し、日本年金機構の見解（2010年5月7日）や厚生労働省年金管理審議官の答弁（2013年11月28日参院文教科学委員会）では、「使用が継続していると認められる場合には、被保険者資格は継続するものとして取り扱うことができる」としている。このことを受けて、静岡県教育委員会は「空白期間を含め、継続して社会保険に加入する方向で調整していく」と表明し、和歌山県教育委員会も給与小委員会で検討を始めている。

千葉県及び千葉県教育委員会に対し、教育現場に欠かせない臨時教員の待遇改善を早期に図り、もって、子どものより良い教育の実現に寄与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月24日

千葉県知事 森田 健作 様
千葉県教育委員会委員長 金本 正武 様
千葉県教育委員会教育長 瀧本 寛 様

千葉県流山市議会

発議第 7 号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 1 項の規
定により提出します。

平成 26 年 3 月 24 日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集团的自衛権については、「行使ができないのは憲法第9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集团的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法第9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集团的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

ところが、2月12日の国会答弁で安倍首相は、「今までの（解釈の）積み上げのまま行くのであれば、そもそも安保法制懇をつくる必要はない」「政府が適切な形で新しい解釈をあきらかにすることで（行使容認は）可能であり、憲法改正が必要との指摘はあたらない」と述べた。さらに、「（政府の）最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」などと述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言をおこなった。首相の発言は「首相、立憲主義を否定」（2月13日付東京新聞）と報道され、与党内からも「三権分立を崩す」と批判が出されている。この発言は、最高法規としての憲法のあり方を否定して、立憲主義を否定する、きわめて危険なものと言わざるを得ない。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集团的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月24日

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様

平成26年流山市議会第2回定例会会期日程表(案)

平成26年6月 日提出

月	日	曜日	内 容
6月	5日	木	本会議 午後1時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第 号から議案第 号まで 報告第 号から報告第 号まで (議案上程・提案理由説明及び報告) 4 休会の件
	6日	金	休会 (議案研究)
	7日	土	
	8日	日	
	9日	月	
	10日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	11日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	12日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	13日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第 号から議案第 号まで (質疑・委員会付託) 3 請願・陳情の件 (委員会付託) 4 休会の件
	14日	土	休会 (議案研究)
	15日	日	
	16日	月	休会 (総務委員会)
	17日	火	休会 (教育福祉委員会)
	18日	水	休会 (市民経済委員会)
	19日	木	休会 (都市建設委員会)
	20日	金	休会
	21日	土	休会 (総合調整)
	22日	日	
	23日	月	休会 (総合調整)
	24日	火	
	25日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 発議上程 (提案理由説明・討論・採決) 3 所管事務の継続審査の件

5月26日(月) 請願・陳情締切【～午後5時】
5月27日(火) 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
5月29日(木) 平成26年第2回定例会招集告示
5月30日(金) 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
6月 2日(月) 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
6月 3日(火) 議会運営委員会【午前10時～】
6月13日(金) 議会運営委員会【午前9時～】
6月25日(水) 議会運営委員会【午前10時～】